

盛岡広域振興局長告示第31号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行の協議を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により、平成23年3月7日から同年4月4日まで関係書類を縦覧に供する。

平成23年3月4日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

土地改良事業を行う市町村の名称	地区名	縦覧書類	縦覧場所
岩手町	横沢	当該決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写し	岩手町役場